

## [事案 2024-36] 契約取消等請求

・令和7年1月27日 裁定終了

### <事案の概要>

契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成3年9月に定期保険特約付終身保険（契約①）を契約し、平成5年6月に個人年金保険（契約②）を契約し、平成9年5月に終身保険（契約③）を契約した。その後、平成11年8月に契約③を終身保険（契約④）に転換し、平成15年8月に契約④を終身保険（契約⑤）に転換したが、以下等の理由により、各契約を取り消して、既払込保険料を返してほしい。また、平成29年に、急性心膜炎および胸膜炎による入院の給付金の請求について、保険会社に問い合わせていたにもかかわらず、これを2年間放置されたため、既に支払われた給付金に係る遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 当時20代の自分に対し、死亡保険金が数千万円という高額な保険を勧められ、勧められるがまま契約が進んだ。契約時は簡単な説明のみで、署名だけを求められ、あとはこちらで進めておくと言われ、捺印した記憶もあまりない。
- (2) 左手薬指を骨折した際、ギプスで覆われている手を見たにもかかわらず、給付金請求を勧められることはなく、友人から生命保険で請求できることを初めて知り、約1年後に骨折の事実を伝え給付金請求手続が始まった。
- (3) 心膜炎により入院した際、給付金請求書の作成に関し問い合わせをしたが、的確な回答がなく、そのまま放置された状態が続いた。結果的に、2年後に自分から保険会社へ問い合わせをし請求が始まった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各契約の募集時、各担当者は3パターン程度の設計書を用意し、複数回説明を行った。
- (2) 契約④は、平成10年に申立人の子が生まれたことを契機として勧誘したと思われる。
- (3) 契約⑤について、担当者は、平成13年に保険料払込免除特約が発売されたことを契機として勧誘し、告知書には平成14年1月に申立人の子が生まれたことが記載されており、申立人の死亡保障をより充実される必要があったこと、年齢が上がるにつれて保障を充実させる必要があったことに対応する保障内容となっている。
- (4) 左手薬指の骨折について、通院期間中に行われた手続はなく、通院期間後の最初の手続は平成15年7月の契約⑤の申込手続であるが、平成15年2月に治癒したとの記載からすると、担当者は申立人のギプス姿を見ていないと思われる。
- (5) 平成29年6月の本入院から数日後に担当者が給付金請求用紙を作成した事実はない。当社では、担当者が給付金請求用紙を作成したにもかかわらず一定期間請求がなされない場合には、内勤職員から担当者に対し、給付金請求を促すように督促がなされるため、放置するはずがない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張する事情等

を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。